

ビューティビジネス・フェロー制度 規約

1. NPO 法人 日本ビューティ・コーディネーター協会（以下 JBCA という）の発行する登録証を受理した者を「ビューティビジネス・フェロー」として認定します。
2. ビューティビジネス・フェローは、登録者の所属団体如何と関わりなく、登録者個人に与えるものとします。
3. ビューティビジネス・フェローは、1年に1回の更新料を納めることで「ビューティビジネス・フェロー」の資格を更新できるものとします。
4. ビューティビジネス・フェローは、10名以上の受験者数において、JBCA が主催する検定の自主開催をすることができます。但し、会場においては JBCA の許可を得るものとし、受験者数が 10 名に満たない場合は、JBCA 事務局へ問い合わせるものとします。
5. 検定試験監督時は、ビューティビジネス・フェローID 番号付き登録証(カード)を携帯するものとします。
6. ビューティビジネス・フェローID 番号付き登録証(カード)を紛失した場合は、有料で再発行するものとします。
7. ビューティビジネス・フェローは、広報媒体に「ビューティビジネス・フェロー」としての記載と JBCA のロゴマークを使用することができます。
8. ビューティビジネス・フェローは、JBCA が発行する認定テキストを特別価格にて購入することができます。
9. 「ビューティビジネス・フェロー」の期間中、登録に関して、登録料以外の会費や手数料は必要ありません。

附 則

1. この規約は 2023 年 1 月 1 日から実施する。



NPO法人 日本ビューティ・コーディネーター協会
〒550-0003 大阪市西区京町堀 1-9-8
TEL.06-6447-1477 FAX.06-6447-1488